平成２１年（フ）第９９５３号
大阪市中央区本町橋６番21号シャンボール内本町404
破産者　株式会社ＮＡＣＨＩ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０６号
神戸市北区緑町３丁目６番１号
破産者　東亜商事株式会社
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４号
神戸市垂水区神陵台５丁目11番６号
破産者　株式会社マーノアートプロデューススタジオ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目21番18号
破産者　有限会社Ｉ・Ｓ化成
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１６号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目11―10小西ハイツ南棟101号松岡俊介方、登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市柏堂西町２番27号
破産者　有限会社伽藍洞
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１号
栃木県足利市山川町935番地１
破産者　有限会社アーバンホーム
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第３６２号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目15番11号
破産者　有限会社井上設備工業
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３５１号
岐阜市祈年町11丁目45番地
破産者　玉腰興業有限会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第９１号
静岡県沼津市下香貫島郷2620番地
破産者　株式会社小俣組
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
滋賀県湖南市菩提寺膳所ヶ崎1583―45、商業登記簿上の本店所在地滋賀県草津市野路町砂池2257―４滋賀県立テクノファクトリー９号棟
破産者　有限会社アルカム
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４６号
京都市西京区上桂北ノ口町132番地
破産者　株式会社ガーデンデザイン
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１２１号
和歌山市中之島2108番地の１
破産者　三和企業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７１４号
和歌山市三沢町３丁目８番地２
破産者　株式会社ユウコウ開発
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２号
和歌山県有田郡広川町大字広515番地
破産者　株式会社栗川組
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第８２４号
岡山県赤磐市中島82番地１
破産者　有限会社ベック
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２号
岡山県真庭市久見162番地
破産者　山本　　久
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５号
広島県福山市箕島町6633番地
破産者　有限会社平見運送
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第９６号
長崎県南島原市口之津町甲2707番地１
破産者　有限会社吉田屋商会
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７６４号
熊本市龍田８丁目21番58号
破産者　青井建設株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７４６号
大分県津久見市岡町２番25号
破産者　太陽建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目31番６号
破産者　有限会社エポック・プラン
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係